

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1302 (2025. 1.16)

核兵器禁止条約の締約国の会合

—オブザーバー参加国の見解を中心に—

はじめに	1 ノルウェー
I オブザーバーの権利と費用負担	2 ドイツ
1 締約国の会合への参加	3 オランダ
2 締約国の会合におけるオブザーバーの権利	4 ベルギー
3 締約国の会合の費用負担	5 オーストラリア
4 小括	6 小括
II オブザーバー参加した NATO 加盟国等の見解	III 第二回会合までの日本の対応
	IV 日本の対応に関する有識者の見解
	おわりに

キーワード：核兵器禁止条約、締約国の会合、締約国会議、オブザーバー参加、「核の傘」、被爆者、軍縮、国際法

- 核兵器禁止条約は、2024年12月25日現在、署名国数94、締約国数73である。非締約国も参加できる締約国の会合があり、第三回会合が2025年3月に予定されている。核兵器を保有する国や米国の「核の傘」の下は未署名である。
- 第一回及び第二回会合にオブザーバー参加した NATO 加盟国及びオーストラリアはいずれも、核兵器のない世界という目標を掲げていると述べた。その一方、NATO 加盟国は、核兵器禁止条約に署名しない方針を示した。
- 締約国の会合への日本のオブザーバー参加について、有識者の見解は慎重派、中立派、肯定派に分かれる。第三回会合に向けて日本はいかなる対応をするのか、注目される。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

外交防衛課 うえはら ゆきこ 上原 有紀子

第1302号

はじめに

核兵器禁止条約¹（以下、日本語資料からの引用箇所を除き「核禁条約」）は、核兵器の非人道性に関する議論を主導してきたメキシコ、オーストリア等の国や市民社会の取組を踏まえ、国際連合（以下「国連」）の下での2回の条約交渉会議（2017年3月及び同年6～7月）を経て、2017年7月7日に賛成多数で採択された²。2021年1月22日、批准50か国・地域について効力を発生し、2024年12月25日現在、署名国数が94か国・地域、締約国数が73か国・地域である³。

核禁条約は、「核兵器のない世界」を達成すること等の緊急性を認め（前文）、核兵器に係る活動を全面禁止しているため⁴（第1条）、現時点で核兵器を保有する国のみならず、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）加盟国、オーストラリア、日本、韓国等、米国の「核の傘」⁵の下にある国も署名していない。なお、核禁条約は、核兵器に係る活動の禁止という「消極的義務」に加え、核禁条約を支持する国が「積極的義務」と呼称する、核兵器の使用や核実験による被害者援助及び汚染地域の環境修復に関する義務等も定めている⁶（第6条）。また、締約国は、全ての国による核禁条約への「普遍的な参加」（universal adherence）を目標として、締約国でない国に対し、核禁条約への署名等を奨励することとされ（第12条）、核禁条約の適用又は実施に関する問題の検討等のために定期的に開催する締約国の会合には、締約国でない国、国連諸機関及びその他関連する国際機関等、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟並びに関連する非政府機関にもオブザーバーとして参加するよう（to attend）招請することと定めている（第8条第5項）。オブザーバーの権利等は、第一回会合で採択された「核禁条約の締約国の会合の手続規則」⁷（以下「手続規則」）に定めがある。

* 本稿は2024年12月25日時点までの情報を基にしている。インターネット情報への最終アクセス日も同日である。また、本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。核兵器禁止条約に用いられた語の日本語訳は、基本的に外務省による「暫定的な仮訳」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>>に従った。[]内は筆者による補記である。

¹ “Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons.” UNODA website <<https://treaties.unoda.org/t/tpnw>> 核禁条約の暫定的な仮訳、「核兵器禁止条約と日本政府の考え」などの基本情報について、次を参照。「核兵器禁止条約」2018.12.26. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page23_002807.html>

² 「核兵器禁止条約と日本政府の考え」『外交青書 2018』2018, p.157.

³ “Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Participants.” UNODA website <<https://treaties.unoda.org/t/tpnw/participants>> 核禁条約においては、署名を行った国（第13条）を署名国（signatory State）、批准し、受諾し、又は承認した署名国及び署名国以外の国で加入した国（第14条）で当該手続があった後90日を経過すること等の効力発生の要件を満たした国（第15条）を締約国（State Party）としている。なお、地域とは、パレスチナを指す。

⁴ ①核兵器その他の核爆発装置（以下「核兵器等」）の開発、実験、生産、製造、その他の方法による取得、占有又は貯蔵、②核兵器等又はその管理の移譲、③核兵器等又はその管理の受領、④核兵器等の使用又は使用すると威嚇、⑤条約が締約国に対し禁止している活動を行うことに関するいずれかの者への援助、奨励又は勧誘、⑥条約が締約国に対し禁止している活動を行うことに関するいずれかの者への援助の要求又は受領、⑦自国の領域内又は管轄下若しくは管理下にあるいずれかの場所における核兵器等の配置、設置又は展開を認めることを禁止している（第1条）。

⁵ 「核の傘」（“nuclear umbrella”）とは、核戦力を抑止の手段とする拡大核抑止（extended nuclear deterrence）を指す。「核の傘」の下にある国（“umbrella” states）とは、核兵器保有国と拡大核抑止の取決め（arrangements）を結び、核戦力から生じる抑止の効果により安全保障を保証されている国を指す（小川伸一「拡大抑止」日本軍縮学会編『軍縮辞典』信山社、2015, pp.96-97; 同「核の傘」同, pp.101-102; Tytti Erästö, “The Role of Umbrella States in the Global Nuclear Order,” *SIPRI Insights on Peace and Security*, No.2023/06, June 2023, p.1. <https://www.sipri.org/sites/default/files/2023-06/global_nuclear_order.pdf>）。なお、近年、ロシアはベラルーシを自国の核の傘の下に含めたと主張したと指摘される（Erästö, *ibid.*）。

⁶ 「積極的義務」と呼称されるものには、被害者に対する援助及び環境の修復（第6条）、国際的な協力及び援助（第7条）があるとされる（黒澤満『核不拡散条約50年と核軍縮の進展』信山社、2021, p.262）。

⁷ “Rules of procedure of the Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” UN Doc. TPNW/MSP/2022/3, 21 June 2022. UNODA Meetings Place website <<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n22/390/06/pdf/n2239006.pdf>>

締約国の第一回会合は、核禁条約が効力を生じた後1年以内に国連事務総長が招集することとされていたが（第8条第2項）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行（パンデミック）のため開催が延期され、2022年6月21～23日にオーストリアのウィーンで開催された⁸。第二回会合は、第一回会合の場で2023年11月27日～12月1日の週にニューヨークの国連本部で開催することが決定され、国連事務総長により招集された⁹。第三回会合は、2025年3月3～7日の週にニューヨークの国連本部での開催が予定されている¹⁰。

過去2回の締約国の会合には、NATO加盟国としてノルウェー、ドイツ、ベルギーが、NATO加盟国以外で米国の「核の傘」の下にある国としてオーストラリアがオブザーバー参加した¹¹。また、第一回会合のみにオブザーバー参加したNATO加盟国としてオランダがある¹²。日本はこれまで締約国の会合にオブザーバー参加しておらず、日本のオブザーバー参加の是非について有識者の間で見解が分かれている（後述IV参照）。石破茂首相は2024年12月6日の参議院予算委員会で、核禁条約の締約国の会合への日本政府の対応を問われ、「オブザーバー参加した国がどういうふうな議論を展開しているのか、そして核抑止というものと核廃絶というものをどうやって論理的につなげていくかということを中心にきちんと考える」と述べた¹³。また、岩屋毅外相は同年12月10日の記者会見で同様の質問に対し、「どういう立ち居振る舞い・言動というものがあろうのかということも含めて」検討していると述べた¹⁴。

本稿では、核禁条約の締約国の会合への日本の対応に関する議論に資するため、締約国の会合におけるオブザーバーの権利と費用負担（I）、過去にオブザーバー参加したNATO加盟国及びオーストラリアの見解（II）、これまでの締約国の会合への日本の対応（III）、有識者の見解（IV）について紹介する。

I オブザーバーの権利と費用負担

1 締約国の会合への参加

手続規則は、1に「会合への参加」に関する定めを置き、締約国とオブザーバーとして参加できる国について、次のように規定する¹⁵。

⁸ “Report of the first Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” UN Doc. TPNW/MSP/2022/6, 21 July 2022, p.1, para.1. UNODA Meetings Place website <<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n22/434/57/pdf/n2243457.pdf>>

⁹ “Report of the second Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” UN Doc. TPNW/MSP/2023/14, 13 December 2023(*Reissued for technical reasons on 22 January 2024), p.1, paras.1-2. UNODA Meetings Place website <<https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n23/406/72/pdf/n2340672.pdf>>

¹⁰ *ibid.*, p.5. なお、I1で後述する条約の会合の手続規則では、締約国が別途合意しない限り、締約国の会合は、国連事務総長によって2年ごとに招集されることとなっている（手続規則15）。

¹¹ 第一回会合には34か国、第二回会合には35か国がオブザーバー参加した（UN Doc. TPNW/MSP/2022/6, *op.cit.*(8), p.4, para.18; UN Doc. TPNW/MSP/2023/14, *op.cit.*(9), p.4, para.14）。

¹² なお、現在、NATO加盟国であるフィンランド及びスウェーデンも第一回会合にオブザーバーとして参加したが、当時はNATO加盟申請中であったため、ここでは除いている。

¹³ 第216回国会参議院予算委員会会議録第1号 令和6年12月6日

¹⁴ 「岩屋外務大臣会見記録」2024.12.10. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaikenit_000001_00048.html>

¹⁵ そのほか、国連、その専門機関及び関連組織、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、非核兵器地帯の設置に係る条約の締約国が選出した代表者並びに核兵器廃絶国際キャンペーン（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: ICAN）は、投票権のないオブザーバーとして締約国の会合に参加できるとされ（手続規則1-2）、その他の関連する国際機関等についても、一定の手続要件を満たせばオブザーバーとして参加できると規定されている（手続規則1-3, 1-4）（UN Doc. TPNW/MSP/2022/3, *op.cit.*(7), pp.1-2）。なお、ICANとは、核兵器を禁止し廃絶するために活動する世界のNGO（非政府機関）の連合体であり、条約の成立を推進した。

核禁条約（以下「条約」）の締約国は、条約の締約国の会合に出席し参加者となる。その他の国はオブザーバーとして会議に参加できる（手続規則 1-1）。

2 締約国の会合におけるオブザーバーの権利

手続規則は、53 に「オブザーバーの権利」に関する定めを置き、国については、①署名国の権利（手続規則 53-1）、②①以外のオブザーバーの権利（手続規則 53-2）をそれぞれ規定している。署名国以外のオブザーバー参加国の権利については、手続規則 53-2 が次の 5 項目を規定している¹⁶。

- (a) 手続規則 20¹⁷に従い、口頭による声明を発することができる。
- (b) 書面による声明及び文書を提出することができる。提出された声明が締約国の会合の作業に関連するものである限り、事務局は全ての代表団に、声明が提供された分量と言語で電子的に配布するものとする。書面による声明及び文書は会合の費用負担で利用可能にされることはないものとし、公式文書として発行されることはないものとする。
- (c) 公式文書を受け取ることができる。
- (d) 意思決定に参加することはできない。
- (e) いかなる手続上の動議や要請もできず、[その動議や要請への] 賛成又は反対の発言を求められる発言者になることもできず、議事進行に関する問題提起、議長の決定に対する不服申立てもできない。

なお、①の署名国については締約国と同じ権利を有するものとされ、例外として、2 項目（上記(d)(e)の内容）が規定されている（手続規則 53-1）。

3 締約国の会合の費用負担

締約国の会合の費用については核禁条約に定めがあり、国連の分担率¹⁸に従い、締約国及び「オブザーバーとして参加するこの条約の締約国でない国」が負担することとされている（第 9 条第 1 項）。

4 小括

手続規則に基づく、署名国以外のオブザーバー参加国の権利に関しては、締約国及び署名国の権利よりも制限されているところ（I 2）、締約国の会合の費用負担については、核禁条約の規定に基づき国連の分担率に従って行うこととなっている（I 3）。

¹⁶ *ibid.*, p.13.

¹⁷ 手続規則 20 は声明に関する定めを 3 項目置き（*ibid.*, p.6）、特にオブザーバーに関しては発言の順序（議長が別段の決定をしない限り、締約国が最初に発言し、その後に署名国及びその他のオブザーバーが発言する。）を規定している（手続規則 20-1）。

¹⁸ なお、日本の分担率は 8.033%（2022～2024 年）である（「日本の分担金・拠出金」2024.4.10. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page22_001258.html>）。分担率は、3 年に 1 回、国連加盟国間で交渉を行い、国連総会において決定される。

II オブザーバー参加した NATO 加盟国等の見解

締約国の会合にオブザーバー参加した NATO 加盟国等の見解については、会合の「一般的な意見交換」¹⁹の場での声明から確認できる。会合での見解を確認できた国として、ノルウェー、ドイツ、オランダ及びベルギー（以上はオブザーバー参加の決定が報じられた順）、会合での見解は確認できないものの、オブザーバー参加に向けた外相による説明を確認できた国としてオーストラリアがある²⁰。本章では、これらの国が締約国の会合に書面で提出した声明等から確認した①核禁条約に関する見解、②核禁条約の「核兵器のない世界」という目標に関する見解を中心に紹介する。

1 ノルウェー

締約国の第一回会合でノルウェー政府代表は、「我々は皆、核兵器のない世界という目標を共有している。」と述べた後、ロシアによるウクライナに対する軍事攻撃は「軍縮の取組を更に困難なものにし」、「欧州の安全保障環境を根本的に変えた」との認識を示し、「ノルウェーはオブザーバーとしてこの会議に参加している。これは、核禁条約への署名に向けたステップではない。署名は NATO の義務と矛盾する²¹。ノルウェーは NATO の核態勢 (nuclear posture) を全面的に支持する。」とした上で、「しかしながら、核禁条約が発効したことは認めており、86 か国が署名したことも認識している。我々は、核軍縮を推進し、この分野における分極化に対抗するために、全ての国の間での建設的な対話を求めている。」とも述べた²²。

また、第二回会合の場でも、ウクライナに対しロシアが続けている「違法で理不尽な戦争」が軍縮の取組を更に困難にしているとの認識、NATO の核態勢への全面的支持、条約の発効と署名国数 (93 か国) の認識、「建設的な対話」を求める姿勢等が示された²³。

¹⁹ 締約国の会合の主な議論の場として、①一般的な意見交換 (general exchange of views) に加え、第二回会合の例では②核兵器の人的影響に関するテーマ別議論、③条約の締結状況及び運用並びに条約の目的の達成のための重要なその他の事項の検討などがある (UN Doc. TPNW/MSP/2023/14, *op.cit.*(9), pp.2-3, para.7)。

²⁰ 締約国の会合の公式議事録は存在しないが、本稿で取り上げる NATO 加盟国については、①オブザーバー参加した軍縮関係の代表的な NGO の一つである婦人国際平和自由連盟 (Women's International League for Peace and Freedom: WILPF) の軍縮作業班である、Reaching Critical Will (RCW) による日次の報告書で主な発言がまとめられており (*Nuclear Ban Daily*, vol.3 no.3, 22 June 2022, pp.1-2, 5-7. <<https://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/1msp/reports/NBD3.3.pdf>>; *Nuclear Ban Daily*, vol.4 no.3, 30 November 2023, pp.1-8. <<https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/2msp/reports/nbd4.3.pdf>>)、②締約国の会合の公式ウェブサイト又は RCW のウェブサイトに掲載された各国の書面による声明でもそれらの発言内容を確認することができた。NATO 加盟国の発言の要点については、③日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター編『ひろしまレポート 2023 年版』2023, pp.30-31 及び同編『ひろしまレポート 2024 年版』2024, p.40 も参考にした。オーストラリアについては、①②③でも締約国の会合での発言内容を確認できなかったが、“Australia.” ICAN website <<https://www.icanw.org/australia>> の掲載情報から、締約国の会合に向けた外相による説明を紹介する記事を確認した。

²¹ 核兵器に係る活動を全面禁止する核禁条約は、核兵器の使用又は使用すると威嚇も禁止し (第1条(d). 前掲注(4)④)、核抑止 (後掲注(27)) を否定しており、また、条約が締約国に対し禁止している活動を行うことへの援助等も禁止している (第1条(e). 前掲注(4)⑤) ことから、核兵器国の「核の傘」の下にある NATO 加盟国等の国は、これらの禁止事項に抵触する行動をとる可能性があり、これらの条約上の義務は、核兵器国のみならず、「核の傘」の下にある国にとっても、自国の置かれている地位と両立しがたいところがあるといった指摘がある (浅田正彦「国間戦略コメント (2022-09) 核兵器禁止条約の第1回締約国会議 : NPT との関係めぐって」2022.7.13. 日本国際問題研究所ウェブサイト <https://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2022-09.html>)。

²² Jørn Osmundsen, “Statement as observer, Norway,” 21 June 2022. UNODA Meetings Place website <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Norway.pdf>>

²³ Tor Henrik Andersen, “Statement as observer, Norway,” 27 November 2023. UNODA Meetings Place website <[https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_\(2023\)/Norway.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-_SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Norway.pdf)>

2 ドイツ

(1) 締約国の第一回会合における見解

第一回会合でドイツ政府代表は、「我が国を含む数か国は、核禁条約と核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT) ²⁴の間に生じる摩擦について懸念を表明している。こうした背景から、我々はこの締約国の会合で [採択を] 予定する NPT を支持するという明確な宣言²⁵を高く評価している。」「我々は、核兵器のない世界を達成するという目標を完全に共有しており、この点での核禁条約の締約国の動機と関与を認識している。」等と述べた²⁶。それとともに、「核兵器が存在する限り、NATO は核同盟であり続ける。そして、ウクライナに侵攻しただけでなく、ルールに基づく国際秩序と欧州の平和を脅かしている、あからさまに攻撃的なロシアに直面しているドイツは、核抑止²⁷ (nuclear deterrence) を含む NATO の加盟国の地位と衝突する核禁条約に加入することはできない。核禁条約の非締約国として、我々はその規定に拘束されず、その規定が現在又は将来において慣習法の下で適用されるという主張も受け入れない。」と述べた。

さらに、「ドイツは建設的な対話に取り組み、実践的な協力の機会を広げることに尽力している。我々は、条約の「積極的義務」²⁸に関してより詳しく聞きたいと思っている。核実験による長期的な被害からの被害者支援と環境修復の提供は、より広範な注目と関与に値すると考えている。」とも述べた。

(2) 締約国の第二回会合における見解

第二回会合でドイツ政府代表は、「締約国のこの会合を含む国際的な軍備管理会合は、明確に、軍縮努力に対する大きな障害としてロシアを非難する必要がある」と主張するとともに、「あからさまに攻撃的なロシアに直面し、我が国を含む多くの国にとって核抑止の重要性が高まっている。ドイツは NATO 加盟国として、平和を維持し、侵略を抑止し、核による強制 (nuclear coercion) を防ぐことを目的とする NATO の核抑止に全力を尽くす。」「核兵器が存在する限り、NATO は核同盟であり続ける。ドイツは核禁条約に加入しない。それは我が国の国家安全保障上の利益と核抑止を含む NATO 加盟国としての立場に反するからである。」と述べた²⁹。

²⁴ 「核兵器の不拡散に関する条約」(昭和51年条約第6号)(以下「NPT」)は、国連軍縮部 (UNODA) のデータベースによれば、締約国数が191か国・地域(2003年1月10日に脱退宣言をした北朝鮮を含む。)である(“Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Participants.” UNODA website <<https://treaties.unoda.org/t/npt/participants>>)。NPTは、1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国(米国、ソ連、英国、フランス、中国)を「核兵器国」と定め(第9条第3項)、核兵器国による非核兵器国への核拡散防止義務(第1条)、非核兵器国における核拡散防止義務(第2条)、非核兵器国による原子力の平和利用の義務(第3条)、締約国が誠実に核軍縮を行う義務(第6条)等を定めている。

²⁵ 第一回会合の成果として採択された宣言には、NPTを軍縮・不拡散体制の礎石として認識し、十分に献身的なNPTの締約国として核禁条約とNPTの補完性を再確認する等の内容を含む(UN Doc. TPNW/MSP/2022/6, *op.cit.*(8), p.9, para.12)。

²⁶ II 2(1)におけるドイツ政府の発言は全て次による。Head of the German Observer Delegation to the MSP, “Statement by Ambassador Rüdiger Bohn,” 21-23 June 2022. UNODA Meetings Place website <<https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Germany.pdf>>

²⁷ 核戦力を発動する旨の威嚇を通じて、敵対的な行為—典型的には軍事的な攻撃—の実行を思いとどまらせること(梅本哲也「核抑止」日本軍縮学会編 前掲注(5), pp.123-124)。

²⁸ 前掲注(6)

²⁹ Head of the German Observer Delegation to the 2nd MSP, “Statement by Susanne Riegraf, Deputy Federal Government Commissioner for Disarmament, Nonproliferation and Arms Control,” 27 November - 1 December 2023, p.2. UNODA Meetings Place website <[https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-SecondMeeting_of_States_Parties_\(2023\)/Germany.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Prohibition_of_Nuclear_Weapons_-SecondMeeting_of_States_Parties_(2023)/Germany.pdf)>

また、「NPTは、核軍縮と不拡散にとってかけがえのない枠組みであり続けている。核軍縮と核不拡散は相互に大きく依存しており、一方の目標に向けた進展は他方の目標にも利益をもたらすということを我々は皆認識しなければならない。」と指摘するとともに³⁰、後段では、「被害者支援と環境修復に関する国際協力とワークショップの支援、核実験の影響に関する統計調査」等を含む、「被害者支援と環境修復に関する具体的なプロジェクト作業を支援する用意がある」³¹、「我々は、核兵器のない安全な世界に向けて前進するために、何を優先すべきか、真摯に議論しなければならない。」³²とも述べた。

3 オランダ

締約国の第一回会合でオランダ政府代表は、「オランダ政府は、核兵器のない世界に向けて努力することに引き続き尽力する。」と述べた後、声明の後半で「我々はここで我々の立場を明確にし、建設的な対話に貢献するよう努めている。我々の観点から見ると、一方では軍備管理、軍縮、不拡散、他方では抑止力と防衛が共に戦略的安定に貢献する。」と述べ、オランダは NATO の「核抑止政策と核任務」をあくまでも守り、「核禁条約に署名又は加入する意図はない」考えを示し、条約について「核軍縮の検証は、我々がまだ開発途上のものである³³。しかし、この条約は、(…中略…)その概念が組み込まれていないと我々は考えている。」「核禁条約と NPT がどのように関係しているかが依然として不明である。」とも指摘した³⁴。

なお、オランダは第二回会合には参加しなかった。この点に関して、オランダ外相は、第一回会合へのオブザーバー参加の結果に関する議会宛て書簡において、「当分の間」、オランダによる更なるオブザーバーとしての参加は「有益ではない」等の見解を示した³⁵。

4 ベルギー

締約国の第一回会合へのベルギーのオブザーバー参加について、2022年6月19日付けの自身の X のアカウントでペトラ・デ・ズター (Petra De Sutter) 副首相は、「我が国はついに来週、ウィーンで開催される国連の核禁条約の会議にオブザーバーとして参加する。」「核軍

³⁰ *ibid.*, p.2.

³¹ *ibid.*, pp.3-4.

³² *ibid.*, p.4.

³³ 検証とは、国が条約上の義務を遵守しているかどうかを確認することであり、軍縮関連条約において極めて重要な役割を果たすといわれる(黒澤満「検証」日本軍縮学会編 前掲注(5), pp.164-165)。

³⁴ “Statement by the Netherlands at the First Meeting of States Parties of the TPNW, 22 June ’22.” RCW website <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/1msp/statements/22June_Netherlands.pdf> なお、オランダ政府の提出書面は第一回会合の公式ウェブサイトには見当たらない。

³⁵ “Uitvoering van de motie van de leden Jasper van Dijk en Sjoerdsma over regeringsaanwezigheid bij de vergadering van het Verdrag inzake het verbod op kernwapens,” 16 augustus 2022. Tweede Kamer website (オランダ議会第二院(下院)ウェブサイト) <https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/brieven_regering/detail?id=2022D32556> 同書簡では、オブザーバー参加を「有益でない」と述べた後、検証や安全保障上の懸念、核禁条約の非締約国(特に核兵器国)の将来の加入に関する実質的な議論が欠如していたことを指摘している。“Netherlands.” ICAN website <<https://www.icanw.org/netherlands>> でも同書簡を紹介しているようである(2024年12月25日にアクセスした時点では、リンク先は X の空情報であった。)なお、政府のオブザーバー参加決定の背景として、2022年6月16日にヤスパー・ファン・ダイク (Jaspervan Dijk) 議員が提出した、政府に対しオブザーバー参加を求める動議 (“Motie van de leden Jasper van Dijk en Sjoerdsma over regeringsaanwezigheid bij de vergadering van het Verdrag inzake het verbod op kernwapens,” 15 juni 2022. Tweede Kamer website <<https://www.tweedekamer.nl/kamerstukken/moties/detail?id=2022D25168&did=2022D25168>>) が議会第二院で過半数の支持を得て議決されていたため (“Netherlands,” *ibid.* 議決についてはオランダ憲法第 67 条)、オブザーバー参加後に政府が議会に対して本書簡を提出した経緯がある。

縮の文脈においても更なる努力が行われるであろう。」と投稿した³⁶。

締約国の第二回会合でベルギー政府代表は、「残念ながらウクライナでの戦争は我々を再び潜在的な核の脅威に直面させている。」と指摘するとともに、「我々は引き続き他国の見解を聞くことに関心があり、相互の努力が核兵器のない世界に向けた進捗をどのように導き得るかを検討する用意はあるが、我々の出席が核禁条約への加入に向けた第一歩と解釈されるべきではない。この加入は(…中略…) NATO 加盟国としての我々の約束 (commitments) とも矛盾する。したがって、ベルギーは NATO の核抑止態勢を全面的に支持する。」と述べた³⁷。

5 オーストラリア

(1) 締約国の第一回会合に関する見解

ペニー・ウォン (Penny Wong) 外相は、ガーディアン紙 (インターネット版) への寄稿記事 (2023 年 1 月 23 日付) で、「[オーストラリア] 政府は 6 月の核禁条約第一回締約国会合にオブザーバーとして参加した。このことは、核軍縮の現実的な道筋を見いだすために建設的に取り組んでいることを示している。」と述べた³⁸。「核禁条約は検証の取決めを盛り込み、NPT の成功を支えてきた普遍的な支持を獲得し、NPT を弱体化させないことを確実にする必要のある一方、我々は核禁条約の核兵器のない世界という野心を共有している。」とも述べた³⁹。

(2) 締約国の第二回会合に関する見解

ウォン外相のプレス・リリース (2023 年 11 月 26 日付) によれば、「オーストラリアは核禁条約の締約国ではないが、その目標は条約の締約国と共有しており、核軍縮の現実的な道筋を特定し、核兵器がもたらすリスクを軽減するために建設的に取り組んでいる。」と述べ、オーストラリアが締約国の会合にオブザーバー参加することを通じ、①核禁条約の検証及び実施体制の妥当性、②オーストラリア政府が国際的な軍縮及び不拡散体制の礎石とみなしている NPT と核禁条約の相互作用、③締約国が核禁条約のための普遍的な支持、特に核兵器国による支持を得るためにどのように取り組むかといった、核禁条約に関する諸問題への締約国の対処方針について洞察を得られる、とも説明した⁴⁰。

³⁶ Petra De Sutter (@pdsutter) 2022.6.19, 2:51 EDT. X <<https://x.com/pdsutter/status/1538217879727919104>> なお、会合の場でのベルギー政府の発言は RCW の報告書に含まれず、提出書面もウェブサイト上に見当たらず、「Belgium.” ICAN website <<https://www.icanw.org/belgium>> でも見当たらず、副首相の X の投稿情報しか確認できなかった。

³⁷ Belgium, “National Statement as an Observer, Second Meeting of the States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW),” 27 November - 1 December 2023. RCW website <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/2msp/statements/29Nov_Belgium.pdf> なお、ベルギー政府の提出書面は第一回会合の公式ウェブサイトには見当たらない。第二回会合については、「ベルギーによる声明」の表示はあるがリンク先に書面は見当たらないため (“Statement by Belgium.” UNODA Meetings Place website <https://meetings.unoda.org/meeting/67225/statements?fb%5B0%5D=author_statements_%3ABelgium>), RCW のウェブサイト掲載情報を参照した。

³⁸ Penny Wong, “Aukus won’t undermine Australia’s stance against nuclear weapons,” 23 Jan 2023. The Guardian website <<https://www.theguardian.com/commentisfree/2023/jan/23/aukus-wont-undermine-australias-stance-against-nuclear-weapons>>

³⁹ *ibid.* なお、ウォン外相は 2023 年 4 月 17 日、ナショナル・プレス・クラブ (全豪記者協会) での演説後の質疑応答の際、ガーディアン紙の記者から核禁条約についてオーストラリアが今期議会で署名できる状態になるかと問われ、核禁条約は実質的な規範的価値があると考えている等と述べた一方、署名の時期を設定するつもりはないと述べており (“National Press Club Address,” 17 April 2023. Ministry for Foreign Affairs, Senator the Hon Penny Wong website <<https://www.foreignminister.gov.au/minister/penny-wong/transcript/national-press-club-address>>)、2024 年 12 月 25 日現在、オーストラリアは核禁条約に署名していない。

⁴⁰ “Second Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” 26 November 2023. Ministry for Foreign Affairs, Senator the Hon Penny Wong website <<https://www.foreignminister.gov.au/minister/penny-wong/media-release/second-meeting-states-parties-treaty-prohibition-nuclear-weapons>>

6 小括

まず、①核禁条約について、NATO加盟国（オランダは、第二回会合には不参加）は共通して、現時点で「核の傘」の下にある自国の政策方針を説明し、それと相いれない条約への署名等を否定した（Ⅱ1～Ⅱ4）。また、ドイツは、被害者支援と環境修復などの核禁条約の内容の一部に賛同を示した一方（Ⅱ2）、オランダ及びオーストラリアは、検証の問題など、核禁条約の不備を指摘した（Ⅱ3、Ⅱ5）。

次に、②核禁条約の「核兵器のない世界」という目標について、いずれの国も、その目標を締約国とともに共有していると述べた（Ⅱ1～Ⅱ5）。

Ⅲ 第二回会合までの日本の対応

日本は、これまで締約国の会合にオブザーバー参加をしていない。2022年6月15日の記者会見で、岸田文雄首相は日本が締約国の第一回会合に参加しない理由を次のように述べた⁴¹。

「従来から申し上げておりますように、核兵器禁止条約、これは核兵器のない世界を目指す上で出口に当たる大変重要な条約であると認識していますが、今現在、核兵器国は一国もまだこの条約に参加していないという状況でありますので、日本としては、まずは唯一の同盟国でありますアメリカとの信頼関係の下に、現実的な核軍縮・不拡散の取組を進めるところから始めていくべきだと考えています。より現実的な取組として、CTBT（包括的核実験禁止条約）⁴²ですとか、あるいはFMCT（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）⁴³ですとか、更には核兵器国の透明性の向上ですとか、こういった取組を進めていくのが現実的な前進につながると信じて取組を進めていきたいと存じます。将来は、核兵器禁止条約に核兵器国を結びつけることができるような世界を実現したいと思っています。ただ、そのためには、今は、今申し上げました現実的な取組からスタートすることが「新時代リアリズム外交」として適切であると判断し、今年の核兵器禁止条約〔締約国の第一回会合〕については出席を考えていない、こうしたことであります。」

また、2023年11月22日の記者会見で、小林麻紀外務報道官は日本が締約国の第二回会合に参加しない理由を次のように述べた⁴⁴。

⁴¹ 「岸田内閣総理大臣記者会見」2022.6.15. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0615kaiken.html>

⁴² 包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: CTBT）は、あらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する。CTBTが発効するためには、特定の44か国（発効要件国）の批准が必要とされているところ（第14条）米国、インド、パキスタン等、一部の発効要件国の批准の見通しが立っていない。日本は1996年9月24日、この条約に署名し、1997年7月8日（日本時間9日）、国連事務総長に対し、この条約の批准書を寄託した（「包括的核実験禁止条約」2021.3.1. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/gaiyo.html>>）。

⁴³ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約は、カットオフ条約（Fissile Material Cut Off Treaty）又はFMCTと呼ばれる。核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウム等）の生産そのものを禁止するものであるが、いまだに交渉が開始されていない（「核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）」2024.5.22. 軍縮会議日本政府代表部ウェブサイト <https://www.disarm.emb-japan.go.jp/itpr_ja/chap8.html>）。

⁴⁴ 「小林外務報道官会見記録：核兵器禁止条約第2回締約国会合（オブザーバー参加）」2023.11.22. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken5_000005.html#topic2>

「核兵器禁止条約につきましては、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約ですが、この条約には核兵器国は一か国も参加しておらず、未だその「出口」に至る道筋は立っていないというのが現状です。

こうした中で、我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかなければならないと考えています。

こうした考えに、引き続き変更はなく、今般ニューヨークで開催されます締約国会合に、日本政府としてオブザーバー参加はせず、引き続き、5月のG7広島サミットで発出した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」⁴⁵を強固なステップ台としながら、昨年8月のNPT運用検討会議で岸田総理が表明した「ヒロシマ・アクション・プラン」⁴⁶の下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的かつ実践的な取組を継続・強化していくという方針です。」（以降、同内容の反復部分は省略）

IV 日本の対応に関する有識者の見解

締約国の会合への日本のオブザーバー参加について、慎重な立場、中立的な立場及び肯定的な立場から、有識者の見解が示されている。

まず、慎重な立場から、佐野利男・元ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部大使は2022年6月の第一回会合に先立ち、日本に対し締約国の会合にオブザーバー参加し、核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）と核禁条約推進派との「橋渡し」役を求める声があることについて問われ、「「橋渡し」にはそれなりの実力と双方からの厚い信頼が必要です。（…中略…）核の傘の下にいる日本は、条約推進派とはすでにたもとを分かち、決して「中間派」ではありません。また、自国の安全を依存する核抑止を否定する同条約の締約国会合への参加は、基本的には自己矛盾であり、オブザーバーという形であれ慎重であるべき」と述べている⁴⁷。

また、秋山信将・一橋大学法学研究科教授は同年6月、第一回会合の閉幕後のインタビュー記事で、締約国の会合に「参加してあえて「条約には参加しない」と言うことがどれだけプラスになるのか。日本と同様に米国の「核の傘」の下にいるNATO加盟国の一部はオブザーバー参加したが、核を「共有」⁴⁸するこれらの国々とは異なり、日本は核使用の責任やリスクも米国に委ねている。」と指摘している⁴⁹。

⁴⁵ 2023年5月19日、G7広島サミットのセッション3「外交・安全保障」後にG7首脳らにより発出された、核軍縮に焦点を当てた文書。本文へのリンクを含め、次を参照。「G7広島サミット（概要）」2023.5.26. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005920.html>

⁴⁶ 第10回NPT運用検討会議に出席した岸田首相が2022年8月1日の演説で呼びかけた「核兵器のない世界」に向けた行動計画。概要について次を参照。「岸田総理大臣による第10回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議出席」2022.8.2. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page3_003388.html>

⁴⁷ 佐野利男「禁止条約は核抑止を否定 加入なら日本は丸腰に」『週刊東洋経済』7058号、2022.6.18、pp.88-89。

⁴⁸ NATOの核共有（nuclear sharing）とは、米国がNATOの非核兵器国内に持ち込んだ核兵器の戦時における共同運用を指す。広義には、そうした核兵器の情報共有、協議、それに核使用計画の共同立案も核共有に含まれるという。ソ連の解体後、核共有の対象となっている米国の核兵器は航空機搭載の核爆弾であるB-61に限られており、ドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、トルコに配備されている（小川伸一「NATOの核シェアリング」日本軍縮学会編 前掲注(5)、p.349）。核戦力に関連する特定の政策問題について議論する、NATOの核計画グループ（Nuclear Planning Group）には、ノルウェーを含むNATO加盟国（フランスを除く。）が参加している（2022年5月9日現在。“Nuclear Planning Group (NPG)” Last updated: 09 May, 2022. NATO website <https://www.nato.int/cps/en/natohq/topics_50069.htm>）。

⁴⁹ 「政治的思惑の克服課題 秋山信将 一橋大大学院教授」『毎日新聞』2022.6.25。

次に、中立的な立場から、西田充・長崎大学多文化社会学部教授は2023年11月、第二回会合に先立ち、日本のオブザーバー参加についてはプラスとマイナスの面を比較検討する必要があると述べ、「もし参加すれば、国際社会から評価されるかもしれないし、核禁条約で抜け穴になっている検証の問題に貢献できる。それは北朝鮮の非核化においてもプラスになり得る。他方で、もし米国の理解を得られないままオブザーバー参加を強行すれば、ロシア、中国、北朝鮮に米国の核の傘が揺らいだと誤解され、何らかの危機が同時に起きた場合に「日本に核を使っても報復されないかもしれない」と思われる危険性がある。」と指摘している⁵⁰。

最後に、肯定的な立場から、2023年12月、第二回会合の閉幕後に山田寿則・明治大学法学部兼任講師は、NATO加盟国としてオブザーバー参加をしたドイツを評価し、「オブザーバーとして参加したドイツは核抑止論を支持したものの、被害者援助や環境修復の分野で支援を表明した。日本が見習うことは多い。」と述べている⁵¹。核禁条約第6条に定める犠牲者援助、環境修復に関しては、2022年7月、第一回会合の閉幕後に阿部信泰・元国連事務次長も、特に日本は広島・長崎の経験があることに加え、「福島原発事故のあと環境修復に苦勞してきた日本は、いずれの分野でもその経験と知識を活用して核禁条約締約国の活動に参加・支援することができるはず」と指摘していた⁵²。

また、鈴木達治郎・長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）教授は2024年11月、被爆者の方々が核の実相を世界に伝え続けてきた⁵³ことの重要性を強調し、日本のオブザーバー参加による「橋渡し」役への期待を示している⁵⁴。吉田文彦・RECNAセンター長を代表とする研究チームは2024年12月刊行の書籍で、核廃絶を法的に義務付ける条約は必要であるものの、核禁条約は核廃絶を持続可能なものとするという点では未完成の条約であると指摘した上で、日本を含む「核の傘」の下にある国が締約国の会合にオブザーバー参加をして意見交換することが重要であると論じている⁵⁵。

おわりに

本稿では、手続規則上のオブザーバーの権利及び核禁条約上の締約国の会合の費用負担の義務について確認し（Ⅰ）、締約国の会合にオブザーバー参加したNATO加盟国等の見解を紹介した（Ⅱ）。さらに、締約国の会合へのこれまでの日本の対応を確認し（Ⅲ）、日本のオブザーバー参加に関する様々な立場からの有識者の見解を紹介した（Ⅳ）。

2025年3月上旬に予定される締約国の第三回会合に向けて、日本は従来どおりの対応をするのか、あるいは異なる対応をするのか、また、いずれの対応をするにせよ、どのような説明をするのか、注目される。

⁵⁰ 「最悪の安保環境 難しい選択 西田充 長崎大教授」『毎日新聞』2023.11.22.

⁵¹ 「保有国 どう巻き込む 山田寿則 明治大兼任講師」『毎日新聞』2023.12.3.

⁵² 「核禁条約 「特別寄稿」阿部信泰・元国連事務次長が解説 日本のオブザーバー参加「今からでも方針転換できる」」『金曜日』1387号, 2022.7.29, pp.26-27.

⁵³ なお、核禁条約は前文において、「核兵器の使用」により被爆者（hibakusha）が受けた又は被爆者にもたらされた「容認し難い苦しみ及び害」に留意し、「核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割」のために被爆者も行っている努力を認識するとしている。

⁵⁴ 「長崎大学の鈴木達治郎教授に聞く 発想豊かな若い力に期待」『AERA』37巻56号, 2024.11.25, p.31.

⁵⁵ 吉田文彦ほか編著『核なき時代をデザインする—国際政治・核不拡散・国際法からみた現実のプロセス—』早稲田大学出版部, 2024, pp.330-332.